

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：津軽広域水道企業団西北事業部水道事業

| | | | |
|---------|---------------|-----------------|---|
| 事業名 | 末端給水事業(上水道事業) | | |
| 事業開始年月日 | H6.4.1 | 地方公営企業法の適用・非適用 | <input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用 |
| 団体名* | 津軽広域水道企業団 | 職員数*(H19.4.1現在) | 32 |
| 構成団体名 | つがる市、五所川原市 | | |

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

| | | | |
|------------|----------|-----------------|-----------|
| 資本費 | 124(H18) | 公営企業債現在高(百万円) | 4,642(H8) |
| 累積欠損金(百万円) | 0 | 利益剰余金又は積立金(百万円) | 59(H18) |
| 不良債務(百万円) | 0 | 財政力指数* | 0.31(H18) |
| 資金不足比率(%) | 0 | 実質公債費比率*(%) | 18.1(H19) |
| | | 経常収支比率*(%) | 96.9(H18) |

注 平成17年度(又は平成18年度)の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。(ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。)

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし |
| 〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕 |

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

| 区分 | 内容 |
|----------|---|
| 計画名 | 公的資金補償金免除繰上償還に係る津軽広域水道企業団西北事業部経営健全化計画 |
| 計画期間 | 平成19年～平成23年 |
| 計画策定責任者 | 津軽広域水道企業団 企業長 相馬鋁一 |
| 既存計画との関係 | |
| 公表の方法等 | 議会へ説明後広報誌へ掲載する。 |
| 基本方針 | 今後予定されている大規模な資本投資を見据え、定年退職者の補充を構成自治体からの派遣ではなく、新規採用することにより人件費を削減し、経営の健全化と住民負担の抑制を図る。 |

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

| 区 分 | | 年利5%以上6%未満 | 年利6%以上7%未満 | 年利7%以上 | 合 計 |
|------------|---------|------------|------------|--------|-------|
| 旧資金運用部資金 | 繰上償還希望額 | 77.2 | 143.0 | 121.8 | 341.9 |
| | 補償金免除額 | 12.6 | 35.1 | 16.8 | 64.5 |
| 旧簡易生命保険資金 | 繰上償還希望額 | | | | |
| 公営企業金融公庫資金 | 繰上償還希望額 | 5.5 | 7.0 | 12.7 | 25.2 |

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高) | 年利7%以上 (平成19年度末残高) | 合 計 |
|-------------------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------|---------|
| 公 営 企 業 債 | 上水道事業 | 77,152 | 142,958 | 121,808 | 341,918 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | 77,152 | 142,958 | 121,808 | 341,918 |
| 一 般 企 業 債 (再掲) | ※上記のうち 一般会計負担分 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | 77,152 | 142,958 | 121,808 | 341,918 |

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高) | 年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高) | 年利7%以上 (平成20年度9月期残高) | 合 計 |
|-------------------------------|-------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------------|-----|
| 公 営 企 業 債 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | | | | |
| 一 般 企 業 債 (再掲) | ※上記のうち 一般会計負担分 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | | | |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | | | | |

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

| 事業債名 | | 年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高) | 年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高) | 年利7%以上 (平成19年度末残高) | 合 計 |
|-------------------------------|-------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|--------|
| 公 営 企 業 債 | 上水道事業 | 5,503 | 7,026 | 12,653 | 25,182 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (A) | | 5,503 | 7,026 | 12,653 | 25,182 |
| 一 般 企 業 債 (再掲) | ※上記のうち 一般会計負担分 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 (B) | | | 0 | 0 | 0 |
| 公営企業で負担するもの (A)-(B) | | 5,503 | 7,026 | 12,653 | 25,182 |

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

| 区 分 | 内 容 |
|--------|---|
| 財務上の特徴 | <p>H6年4月に県の「津軽圏域中央部広域的水道整備計画(変更計画、平成5年12月策定)」に則り、津軽新田水道企業団・木造町・稲垣村・車力村・市浦村の5水道事業体が合併し、津軽ダムへ利水参加することとなった。ただし、居住人口が25万人以上必要なため、津軽広域水道企業団に加入し、津軽事業部(用水供給事業)・西北事業部(末端給水事業)の二事業部制をとり事業を推進することとなった。合併は約4億円の累積欠損金を抱えた状態でのスタートとなった。料金もまちまちだったことから、平成8年9月に平均28.7%の料金改定をし、統一した。以後改定は行っていないが、全国でもトップクラスの高水準となっている。一方、当初は津軽ダムへの利水参加を予定していたが、その後の国によるダム事業及び津軽ダムへの申込水量の見直しなどにより津軽事業部からの用水供給受水へと計画を変更するよう指導を受け、現在認可の内示へ向け作業中である。この事業計画の推進には莫大な費用を要することとなる。</p> |
| 経営課題 | <p>課題 ① 人件費の削減</p> <p>用水供給受水後は料金の改定は避けられないが、実施時期の延伸やアップ率の抑制のため将来を見据えて経費を削減しなければならない。類似団体と比較すると、一時的な要因として、7箇所ある浄水場と国庫補助事業を担当する建設部門の人員分が多くなっている。当面は平成19年度～20年度において6名のプロパー職員が定年退職することから、これまでのような構成自治体からの派遣を受けるのではなく、新規採用をすることで人件費の圧縮を図り、将来的には浄水場の効率的な運転管理による人員削減を図らなければならない。</p> <p>課題 ②</p> <p>課題 ③</p> <p>課題 ④</p> |
| 留意事項 | |

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間の経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

| | | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算見込) | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) |
|-----------------------------|-----------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 資金不足比率 | (%) (再掲) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 料金回収率※ | (%) | 101 | 108 | 105 | 107 | 107 | 105 | 109 | 109 | 108 | 107 |
| 総収支比率(法適用) | (%) | 103 | 110 | 106 | 108 | 108 | 106 | 109 | 110 | 109 | 108 |
| 経常収支比率(法適用) | (%) | 103 | 110 | 106 | 108 | 108 | 106 | 109 | 110 | 109 | 108 |
| 営業収支比率(法適用) | (%) | 125 | 134 | 130 | 130 | 129 | 126 | 125 | 126 | 126 | 126 |
| 累積欠損金比率(法適用) | (%) (再掲) | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 収益的収支比率(法非適用) | (%) (再掲) | | | | | | | | | | |
| 不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用) | (%) (再掲) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 繰入金比率 | 収益的収入分 | (%) | 4 | 4 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 |
| | うち基準内繰入金 | (%) | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| | うち基準外繰入金 | (%) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | うち料金収入に計上すべき繰入等 | (%) | | | | | | | | | |
| | うち赤字補てん的なもの | (%) | | | | | | | | | |
| | 資本的収入分 | (%) | 35 | 30 | 37 | 38 | 39 | 61 | 36 | 33 | 33 |
| | うち基準内繰入金 | (%) | 34 | 29 | 36 | 37 | 38 | 0 | 34 | 32 | 32 |
| | うち基準外繰入金 | (%) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 61 | 2 | 1 | 1 |
| うち赤字補てん的なもの | (%) | | | | | | | | | | |

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/m³)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)※2 給水原価(円/m³)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

| 条件項目 | 収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件） |
|---------------------------|--|
| 1 料金設定の考え方、料金収入の見込み | 現行料金は全国でもトップクラスの水準となっているため、用水供給受水による水質等の改善が認められるまでは改定を行わない。料金収入の見込みについては、給水戸数は増えているものの人口の減少により、横ばいで推移するものと見込んでいる。 |
| 2 他会計繰入金の見込み | 平成6年度以降広域化事業に対して事業費の約1/3を繰入してきたが、平成19年度は事業を休止しているためゼロとなった。平成20年度以降は事業再開を予定していることから、従前どおり事業費の約1/3の繰入を見込んでいる。また、消火栓に要する経費として繰入しているが、実繰入額を300万円程度まで引き下げを見込んでいる。 |
| 3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み | 用水供給受水のための建設事業(平成20年度～29年度)に約174億円の投資を予定している。資産売却の予定は現在のところない。 |
| 4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの | 平成19年度～20年度の6名の定年退職者補充を構成自治体からの派遣ではなく、新規採用により行い人件費の抑制を図った。 |

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

| 項 目 | 具 体 的 内 容 |
|--|--|
| <p>1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公務員の職員数の純減の状況 ○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 ◇ 福利厚生事業のあり方 | <p>経営課題① 平成6年の合併時職員数は44名だった。業務の見直し等により平成8年1名、平成11年3名の削減を行い、平成12年には2浄水場の休日夜間の委託を行い6名を削減した。それ以降も平成13年、16年と1名ずつ削減してきた。現在32名体制だが、用水供給受水までは7箇所の浄水場の運転と広域化事業担当課を抱えているため、類似団体と比較すると12～13名程度多くなるが、定年退職者分を新規採用することで給与費総額の削減を図る。広域化事業完成時には平均的人員となるが、それまではプロパー職員数を現員の18名程度とする。</p> <p>構成自治体にさきがけ、平成10年度から管内旅行(合併6町村の行政区域内)の日当・旅費の支給を廃止した。また、平成6年の合併時に設けられた企業手当を平成18年度から毎年削減し、平成21年度から廃止する</p> <p>技能労務職員に相当する職種に従事する職員はいない。</p> <p>経営課題① H18.3.31退職時特別昇給制度廃止</p> <p>実施していない。</p> |
| <p>2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 ○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 | <p>H12年4月から休日夜間の浄水場の運転管理を委託し、職員数を6名削減した。現在、委託できるものは全て委託している。浄水場(7箇所)については今後約10年間は稼働しなければならないが、大規模な改良は行えないため最小限の修繕で維持している。職員によるいろいろな工夫や努力で修繕費の増高を抑制するのが精一杯で削減は厳しい状況だが、より一層の抑制努力を図る。</p> <p>合併前は各事業体により違う部分もあったが、合併後は検針、集金、設計業務、水質検査等を委託している。</p> |

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

| 項 目 | 具 体 的 内 容 |
|--|---|
| 3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保 <input type="checkbox"/> 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組 | 合併時の計画では、津軽ダムへの利水参加を予定していたが、現在は用水供給受水へ予定を変更している。事業費ベースで約100億円縮減されることとなるが、総事業費は約174億円を見込んでおり、料金への影響をいかに抑えるかが大きな課題となっていることから、建設ルートや工法など引き続き検討していく。売却可能資産については、閉鎖後の浄水場敷地が考えられるが、当面は処分できる資産は無い。 |
| 4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入 <input type="checkbox"/> 経営健全化や財務状況に関する情報公開 <input type="checkbox"/> 行政評価の導入 | 構成自治体で発行する広報誌で公開している。 |
| 5 その他 | 未普及地域の解消、水質の悪化、水量の確保などの懸案を解消するため、用水供給受水のための広域化事業の推進は不可欠だが、企業団はもちろん、構成自治体のつがる市と五所川原市の負担を伴うことから、財源を確保するため連携を図り十分な協議を行う。7箇所ある浄水場のうち、3箇所は地下水を水源としていることから、巡回等を取り入れた効率化を図るための業務の見直しを検討する。 |

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

| 課 題 | 取 組 み 及 び 目 標 |
|---------------------------|---|
| 1 職員数の純減や人件費の総額の削減 | H19年度2名、H20年度4名のプロパー職員が定年退職となるが、構成自治体からの派遣ではなく、新採用による補充をすることで人件費総額の削減を図る。 |
| 2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等 | |
| 3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等 | |
| 4 その他 | H6年の合併時は、H15年度の津軽ダムの完成に合わせて広域化事業も完成する計画だったことから、事業完成までの間に4億円の累積欠損金の解消のため収入の確保・経常費用の削減を図る努力をしてきた。具体的には、①料金改定(H8.9平均28.7%)②機構改革及び民間委託による人員削減(44名から32名へ)③管内旅費・日当の廃止などを行いH14年度でようやく欠損金を解消した。しかし、津軽ダムの完成が大幅に遅れることとなったため、当初計画では使用予定のない浄水場や配水管の修繕費・維持費が多額となっている。また、事業完成までは建設部門(5名)を要する必要があることから構成自治体の負担も長期にわたることとなる。現在、津軽ダムからの利水から用水供給受水への計画変更作業中であるが、大規模な資本投資を伴うため、経営健全化と住民負担の抑制を図るため、人件費の削減をはじめとした維持管理費の低減をしなければならない。 |

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Iの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

| 課題 | 目標又は実績 | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算見込) | 計画前5年間 実績 | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) | 計画合計 |
|----------------|---------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|--------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------|
| 【収入の確保】 | | | | | | | | | | | | | |
| | 料金改定率 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(料金の適正化)※1 | | | | | | | | | | | | |
| | 未収金の徴収対策 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | 一般会計負担金の額 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(負担金の確保等) | | | | | | | | | | | | |
| | 資産の有効活用 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(収入増額) | | | | | | | | | | | | |
| | その他() | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| 【経費の削減】 | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員給与費の適正化 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 職員給与費(退職手当以外) | 218 | 207 | 204 | 200 | 201 | | 197 | 192 | 185 | 181 | 181 | |
| | 改善額 | | 11 | 14 | 18 | 17 | 60 | 4 | 9 | 16 | 20 | 20 | 69 |
| | 給与水準 | 117 | 117 | 107 | 112 | 108 | | 106 | 103 | 98 | 96 | 96 | |
| | 改善額 | | 0 | 10 | 5 | 9 | 24 | 2 | 5 | 10 | 12 | 12 | 41 |
| | 手当・法定福利費 | 101 | 90 | 97 | 88 | 93 | | 91 | 89 | 87 | 85 | 85 | |
| 改善額 | | 11 | 4 | 13 | 8 | 36 | 2 | 4 | 6 | 8 | 8 | 28 | |
| | 職員給与費(退職手当) | 12 | 12 | 12 | 18 | 18 | | 21 | 21 | 19 | 17 | 17 | |
| 1 | 職員数(人) | 33 | 33 | 32 | 32 | 32 | | 32 | 32 | 32 | 32 | 32 | |
| | 増減数(人) | | | △1 | | | △1 | | | | | | |
| | 維持管理費等 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(適正化) | | | | | | | | | | | | |
| | 工事コスト※2 | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額(縮減額) | | | | | | | | | | | | |
| | その他(企業債利息) | | | | | | | | | | | | |
| | 改善額 | | | | | | | | | | | | |
| | 累積欠損金比率 | — | — | — | — | — | | — | — | — | — | — | |
| | 増減 | | | | | | | | | | | | |
| | 企業債現在高 | 4,360 | 4,511 | 4,563 | 4,618 | 4,642 | | 4,383 | 4,301 | 4,736 | 5,288 | 5,828 | |
| | 増減 | 58 | 152 | 52 | 55 | 24 | | △259 | △341 | 94 | 646 | 1,186 | |
| | 計画前5年間改善額 合計 | | | | | | 60 | | | | | | 改善額 合計 69 |
| | (参考) 補償金免除額 | | | | | | | | | | | | 64 |

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

| | 平成14年度 (計画前5年度) (決算) | 平成15年度 (計画前4年度) (決算) | 平成16年度 (計画前3年度) (決算) | 平成17年度 (計画前々年度) (決算) | 平成18年度 (計画前年度) (決算見込) | 平成19年度 (計画初年度) | 平成20年度 (計画第2年度) | 平成21年度 (計画第3年度) | 平成22年度 (計画第4年度) | 平成23年度 (計画第5年度) |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 給水人口(千人) | 38 | 38 | 37 | 38 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 | 37 |
| 年間総有収水量(千m ³) | 3,029 | 3,023 | 3,048 | 3,055 | 3,025 | 3,050 | 3,050 | 3,050 | 3,050 | 3,050 |
| 公称施設能力(m ³ /日) | 14,113 | 14,113 | 14,113 | 14,113 | 14,113 | 14,113 | 14,113 | 14,113 | 14,113 | 14,113 |
| 1日最大配水量(m ³ /日) | 11,438 | 11,494 | 11,999 | 12,094 | 12,087 | 12,100 | 12,100 | 12,100 | 12,100 | 12,100 |
| 最大稼働率(%) | 81.0 | 81.4 | 85.0 | 85.7 | 85.6 | 85.7 | 85.7 | 85.7 | 85.7 | 85.7 |
| 供給単価(円/m ³) | 279.30 | 279.52 | 279.86 | 280.85 | 281.65 | 280.66 | 280.33 | 280.33 | 280.33 | 280.33 |
| 給水原価(円/m ³) | 275.34 | 259.68 | 265.75 | 263.18 | 264.13 | 266.56 | 257.38 | 254.75 | 257.38 | 259.34 |

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。